

商標権	判決年月日	令和2年6月17日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和元年(行ケ)第10164号		
○ 「I」の欧文文字とハート型図形とを横に並べたものとその下に「JAPAN」の欧文文字を書してなる商標が自他商品識別力を有しないとされた事例				

(事件類型) 審決(不成立)取消 (結論) 請求棄却

(関連条文) 商標法3条1項6号

(関連する権利番号等) 商願2018-49161号

(審決) 不服2018-16957号(令和元年10月23日付け審決)

### 判決要旨

#### 1 取消事由1(商標法3条1項6号該当性の判断の誤り)について

##### (1) 本願商標の構成について

本願商標は、「I」の欧文文字とハート型図形とを横に並べたもの(以下、「Iハート図形」という。)とその下に「JAPAN」の欧文文字を書してなり、第14類、第16類、第18類及び第24類に属する各商品を指定商品とするものである。本願商標の構成のうち、Iハート図形が全体として、「私は～が大好きです。」との意味合いを表す英語の「I LOVE～」を端的に表意するものであること、Iハート図形とその横に又は下に何らかの文字を結合した表示が、何らかの文字が表すものに対して愛着の気持ち等を表すものとして理解されることは当事者間に争いがないから、Iハート図形の横又は下に「地名」を結合した表示は、当該地名(国名や都市名等)が表す場所に対する愛着の気持ち等を表すものとして理解されると認められる。

##### (2) 本願商標の商標法3条1項6号該当性について

本願商標は、「私は、日本が大好きです。」の意味合いとして容易に理解されるものであり、証拠によると、日本においては、Iハート図形の横又は下に「地名」を結合した表示は、結合した当該地名が表す場所に対する愛着の気持ち等を表す表示又は当該地名が表す場所の土産物などとして客の関心をひくための表示として、また、Iハート図形の横又は下に「JAPAN」を結合した表示は、日本又はスポーツの日本代表チームなど日本に属するものに対する応援の気持ちを表す表示として、被服を取り扱う事業者やステッカーを取り扱う事業者等の事業者によって使用されていることが認められるから、本願商標をその指定商品に使用した場合、本願商標に接する取引者、需要者は、これを、日本に対する愛着の気持ちや日本に属するものに対する応援の気持ちを表現したものであるいは日本の土産物と認識するにすぎないと認められる。そうすると、本願商標は、自他商品の識別力を有さないというほかない。

したがって、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標であるから、商標法3条1項6号に該当することになる。

2 取消事由2（拒絶査定及び審決は平等原則に反し、裁量権の範囲を逸脱、濫用しているか）について

証拠によると、①指定商品を第25類（被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴）とし、本願商標と同じ構成を有する商標が、原告を商標権者として、平成27年3月27日に商標登録されていること、②指定役務を第30類（菓子，パン，サンドイッチ，中華まんじゅう，ハンバーガー，ピザ，ホットドックなど）とし、本願商標と同じ構成を有する商標が、原告を商標権者として、平成30年6月15日に商標登録されていること、③指定役務を第35類（広告業，トレーディングスタンプの発行，経営の診断又は経営に関する助言など）とし、Iハート図形の下に「T O K Y O」と記載した商標が、米国の企業を商標権者として、令和元年7月5日に商標登録されていることが認められる。

しかし、本願商標に自他商品識別力が認められないことは既に判示したとおりであるし、商標法3条1項6号該当性の判断は、個別具体的に検討、判断されるものであるから、上記①～③の商標登録がされているからといって、本願商標に自他商品識別力があると認めることはできない。

したがって、本願商標が商標法3条1項6号に該当するとした本件審決の判断に違法な点はない。

以上